

令和3年度税制改正～所得税～

セルフメディケーション税制の見直し

令和3年度税制改正により、セルフメディケーション税制の見直しが行われました。
その改正内容についてお知らせいたします。

セルフメディケーション税制の見直し

少子高齢化において国民の健康づくりを促進する観点から、セルフメディケーション税制が見直されました。いわゆるスイッチOTC（※1）成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度※2）については、OTC成分以外の成分にも対象を拡充し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が5年間延長されました。

（※1）スイッチOTCとは・・・

医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品をいいます。

（※2）3薬効程度とは・・・

非スイッチOTCのうち、医療費適正化効果が著しく高いものをいいます。

【制度の概要】

セルフメディケーション税制は、予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う者が、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1万2千円を超える額を所得控除とする制度です。

【改正の内容】

① 対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

ただし、令和4年1月1日から、同日から令和8年12月31日までの間の一定の日までの期間内に行った一般用医薬品等の購入の対価の支払については、この除外する措置を適用しない。

ロ その製造販売の承認の申請に際して改正前の本特例の対象となる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（改正前の本特例の対象となる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のものが追加された。

② 本特例の適用を受ける者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示を要しないこととし、当該取組の名称その他一定の事項を特定一般用医薬品等購入費の明細書に記載しなければならないこととする。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から5年間、当該取組を行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該書類の提示又は提出をしなければならない

《適用関係》

上記①の改正は、令和4年分以後の所得税について適用され、

上記②の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されず。